

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和7年11月

東北運輸局 海事振興部海事産業課

1. 海上運送法第4条第6号の審査基準について

海上運送法（以下「法」という）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をします。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条第1号から第5号のほか、第6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

2. 「サービス基準」改定案の内容及び理由

① 指定区間「浦戸諸島」

(1) 「各運航ごとの最低輸送能力」について

指定区間「浦戸諸島」の二地点間である桂島漁港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、野々島漁港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、塩釜港塩釜区石浜地区と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、寒風沢漁港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、朴島港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、桂島漁港と野々島漁港との間、桂島漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間、塩釜港塩釜区石浜地区と野々島漁港との間、寒風沢漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間、

朴島港と寒風沢漁港との間、寒風沢漁港と野々島漁港との間、朴島港と塩釜港塩釜区石浜地区との間、朴島港と野々島漁港との間における「各運航ごとの最低輸送能力」を以下のとおり変更する。

○「８５人」を「８２人」に変更する。

・改定の理由

さきの知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船の安全対策強化を図るため船舶安全法施行規則等が改正され令和７年４月１日から施行されているところ、現存船については施行日以後最初に行われる定期検査時までに改良型救命いかだ等の安全設備搭載が義務付けられた。

小型旅客船２隻（予備船：小型旅客船２隻）により離島航路の運航を維持している塩竈市では、現行及び将来に渡る旅客輸送の状況等を踏まえ、各船舶に搭載する安全設備を各船舶とも定員８４人（内、船員２人）とする膨張式内部収容型救命浮器を搭載することとした。

搭載する安全設備の定員は、船舶の船舶検査証書上の最大搭載人員の上限となるため、１回の運航に必要な最低限の輸送能力を改定するものである。

３．施行日（予定）

令和７年１２月

指定区間に係るサービス基準

1. 番号 12
2. 名称 浦戸諸島

(改定案)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航日程	運航回数	始発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	桂島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間	毎日	5/日	始発(塩釜港着) 07:00 以前	旅 客 82 人 (使用船舶の検査・修繕のための 運休時は適用しない)
	野々島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			日曜、祝日、年末、年始、お盆 期間を除く。	
	塩釜港塩釜区石浜地区と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			終発(塩釜港発) 18:00 以後	
	寒風沢漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	朴島港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	桂島漁港と野々島漁港との間			設定せず	
	桂島漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	塩釜港塩釜区石浜地区と野々島漁港との間				
	寒風沢漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と寒風沢漁港との間				
	寒風沢漁港と野々島漁港との間				
	朴島港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と野々島漁港との間				

(現 行)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航日程	運航回数	始発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	桂島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間	毎日	5/日	始発(塩釜港着) 07:00 以前	旅 客 85 人 (使用船舶の検査・修繕のための 運休時は適用しない)
	野々島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			日曜、祝日、年末、年始、お盆 期間を除く。	
	塩釜港塩釜区石浜地区と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			終発(塩釜港発) 18:00 以後	
	寒風沢漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	朴島港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	桂島漁港と野々島漁港との間			設定せず	
	桂島漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	塩釜港塩釜区石浜地区と野々島漁港との間				
	寒風沢漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と寒風沢漁港との間				
	寒風沢漁港と野々島漁港との間				
	朴島港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と野々島漁港との間				